

特別養護老人ホームアネシス重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7191-9777

担当 生活相談員 大石真弥子 佐藤満 に不明な点は、何でもおたずね下さい。

2 特別養護老人ホームアネシスの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホームアネシス
所在地	千葉県柏市手賀1682番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (千葉県第1273800043号)
施設長名	市島 秀樹

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名 (1)		施設業務統括	1名 (1)
医師			2名 (2)	入居者定期診断	2名 (2)
生活相談員		2名 (1)		入所者生活相談全般	2名 (1)
管理栄養士		1名 (1)		入居者の栄養管理	1名 (1)
機能訓練指導員	理学療法士 看護師		1名 (1)	入所者の機能訓練	1名 (1)
介護支援専門員		1名 ()			1名 ()
事務職員		2名 (1)	1名 ()	施設事務処理	3名 (1)
介護・看護職員	看護師	2名 ()	3名 ()	入居者健康管理	5名 ()
	介護福祉士	18 (11)		入居者生活介助全般	18名 (11)
	1～2級修了者			入居者生活介助全般	
	3級修了者			入居者生活介助全般	
	その他	4名 (2)	1名 ()	入居者生活介助全般	5名 (2)

() 内は男性再掲

(3) 施設及び設備の概要

定員	50名	静養室	1室 1床
居室	4人部屋	医務室	1室
	個室	食堂	2室
浴室	一般浴室と特殊浴室があります	機能訓練室	1室
		談話室	2室

3 サービス内容

(1) 基本サービス

- ① 食事
- ② 施設サービス計画の立案
- ③ 入浴
- ④ 介護
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 生活相談
- ⑦ 健康管理等

(2) その他のサービス

- ① 特別な食事の提供
- ② 日常費用支払い代行
- ③ 所持品管理
- ④ レクリエーション
- ⑤ 年金等の行政手続き代行

等

4 利用料金

(1) 基本料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。なお介護負担割合 1 割の方は自己負担額合計に 1 を乗じ、介護負担割合 2 割の方は自己負担額合計に 2 を乗じた金額になります。）

① 多床型施設利用料

1 日あたりの自己負担分 (円)	
要介護度 1	806 円
要介護度 2	888 円
要介護度 3	973 円
要介護度 4	1055 円
要介護度 5	1136 円

② 従来個室型施設利用料

1 日あたりの自己負担分 (円)	
要介護度 1	806 円
要介護度 2	888 円
要介護度 3	973 円
要介護度 4	1055 円
要介護度 5	1136 円

* 入所期間中に入院、又は自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付（福祉施設外泊時費用 1 日 246 円 月 6 日限度）の扱いとなります。

③ 加算料金

ア	福祉施設初期加算	1 日につき	30 円	30 日限度
イ	退所前後訪問相談援助加算	1 回限り	460 円	
ウ	退所時相談援助加算	1 回限り	400 円	
エ	退所時連携加算	1 回限り	500 円	
オ	福祉施設外泊時加算	1 日につき	246 円	6 日限度
カ	経口移行加算	1 日につき	28 円	
キ	療養食加算	1 回につき	6 円	
ク	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1 月につき	40 円	
ケ	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1 月につき	50 円	
コ	経口維持加算（Ⅰ）	1 月につき	400 円	
サ	経口維持加算（Ⅱ）	1 月につき	100 円	
シ	看取り介護体制加算	1 日につき 144 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	
	看取り介護体制加算	1 日につき 680 円	死亡日前日又は前々日	
	看取り介護体制加算	1 日につき	1280 円	死亡日
ス	看護体制加算（Ⅰ）イ	1 日につき	6 円	
セ	看護体制加算（Ⅱ）イ	1 日につき	13 円	
ソ	夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	1 日につき	22 円	
タ	自立支援促進加算	1 月につき	280 円	
チ	栄養マネジメント強化加算	1 日につき	11 円	
ツ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 日につき	18 円	
テ	認知症行動・心理症状緊急対抗加算	1 日につき	200 円	初回 7 日限度
ト	日常生活継続支援加算（Ⅰ）イ	1 日につき	36 円	
ナ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定金額にサービス別加算率を乗じた金額（14%）		
ニ	地域加算	介護保険適用金額の合計に 10.27 円		

(自己負担合計額×1.027) を掛けた金額になります。

ヌ 日常生活継続支援加算 1日につき 36 円

④ 減算料金

ア 身体拘束廃止未実施減算 1日につき 10%

(2) その他自己負担となるもの

1 介護保険給付対象とならないサービス (契約書第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費) 1日あたり 1,790 円

② 居室に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等))

多床型 (4人部屋) 1日あたり 915 円

従来型個室 1日あたり 1,231 円

③ 年金等の行政手続き代行費 印紙代等の実費分

④ 特別な食事の提供 1食あたり 1,000 円～ 3,000 円

(メニューによって異なります)

⑤ 事務管理代行費 1ヶ月につき 3,000 円

⑥ 医療費、訪問歯科医療費、薬代

⑦ 売店代 施設で購入された物品

⑧ その他

上記の他、

- ・ 買い物代行サービスの費用 柏市内で簡易な買い物に限る 500 円
- ・ レクリエーション費用 実費
- ・ 職員同行外出費

柏市内 我孫子市内 白井市内 印西市内	4000 円/回
松戸市内 流山市内 取手市内 鎌ヶ谷市内 利根町内	5000 円/回
船橋市内 三郷市内 吉川市内 守谷市内 龍ヶ崎市内 八千代市内 野田市内 栄町内	6000 円/回
上記以外	7000 円/回 (都度見積もり)

病院受診 (提携病院以外)、買物代行、外出同行、ドライブ等

(3) 基本料金の減免措置

① 旧措置者に対する減免

② 社会福祉法人による減免措置

(4) 支払方法

毎月、20 日ごろに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと、翌月領収書を発行します。
お支払方法は、口座振替でお願いいたします。

5 入退所の手続き

(1) 入退所の手続き

- ① 要介護 3 以上の認定を受けた方で、入所を希望される方は、電話等で連絡していただき、入所の申し込みをして頂きます（要介護 1 または 2 の方は、特列入所の要件に該当されると判断された方のみ入所の申し込みができます）。
- ② 入所申込者及びその家族との面談を行い、入所検討委員会にて、入所者の検討を行います。
- ③ 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と合わせます。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新できます。
＊ 詳細は生活相談員におたずね下さい。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
- ③ 介護認定区分が、要介護度 1 及び要介護度 2 になり特列入所の要件に該当しない場合
- ④ お客様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ⑤ その他
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払わない場合、またはお客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

特別養護老人ホームアネシスは、施設名称のあらわすとおり高齢者の方々に『安心』した老後をお過ごしいただくこと、また、ご家族にも『安心』していただける状況でご利用いただくことをモットーにいたしております。

そのため、快く日常介護を進めるため、高齢者介護に十分経験を積んだ介護士、いざという時に対応可能なように臨床経験の豊富な看護師、各種福祉サービスを効果的にご利用いただけるよう経験豊富な相談員等を職員として配置いたしております。

また、健康状態が急変された時に即時対応を可能にするため、名戸ヶ谷病院と常に連携をとるようにしております。

24 時間『安心』してアネシスをご利用いただけるよう、日々研鑽を重ねております。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	施設独自の介護研修・緊急対応技術研修の実施の他、行政等で開催される各種研修に積極的に参加しています。
サービスマニュアルの作成	有	

身体的拘束	無	
-------	---	--

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会

面会時間は午前9時～午後5時です。面会の際は受付の面会簿にご記入下さい。

- ・ 外出・外泊

外出・外泊等は、ご連絡いただければ原則自由ですが、医師・看護師等の意見をお聞きになりご判断下さい。

- ・ 飲酒・喫煙

施設内では、喫煙・飲酒は、集団生活の場の面から、お断りさせて頂いています。

- ・ 設備・器具の利用

アネシス施設内の設備、器具等をご利用頂く場合は、予め職員にご相談下さい。

- ・ 金銭・貴重品の管理

金銭及び貴重品等につきましては、紛失・盗難などを防ぐため、施設でお預かりいたしております。お預かりいたします際には貴重品等預り証を発行いたします。

- ・ 所持品の持ち込み

当施設は原則4人部屋をご利用いただきますので、あまり多くの所持品はお持ちいただけません。スペースをご覧頂きました上でご相談下さい。

- ・ 施設外での受診

当施設では、24時間対応可能なように協力病院（名戸ヶ谷病院、名戸ヶ谷あびこ病院）を指定いたしております。入所後は協力病院にて受診をしていただくこととなります。また、施設で受診の判断をさせていただいた場合は、お手数ですがご家族の方にもおいでいただき、病状等について説明をきいていただきます。

また、歯科に関しては、柏地区歯科医師会と協力契約、名戸ヶ谷病院歯科診療室の協力により、歯、口腔衛生等について対応いたします。

- ・ 宗教活動

当施設内での宗教活動は一切お断りいたします。（他の利用者等の迷惑にならない範囲でのお祈り等はけっこうです）

- ・ ペット

大小動物の飼育等につきましてはご遠慮下さい。

植物につきましては、居室スペースをご覧になった上でご相談下さい。

- ・ 利用時のリスク

当施設では、ご利用者様の個々の状態に応じ、安心してご利用いただけますよう、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者様の身体状況や、病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分に理解下さい。

- (1) 特別養護老人ホームは、介護施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- (2) 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による、骨折・外傷・頭蓋骨内損傷等の恐れがあります。
- (3) 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (4) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも、容易に骨折する恐れがあります。
- (5) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (6) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で、表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- (7) 脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。
- (8) 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師・看護師の判断で緊急に病

院へ搬送を行う事があります。

7 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、ご利用者様に対し必要な措置を講じます。医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。上記の他、当施設はご利用者様の家族等ご利用者様又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡いたします。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	氏 名		続柄
	住 所		
	電話番号		
	勤務先		
	氏 名		続柄
	住 所		
	電話番号		
	携帯電話		

9 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 災害マニュアルに基づき、利用者の人命安全に努めるとともに、2次災害の防止に努め、事業所の復旧、安全に対処する。
- ・ 防災設備 スプリンクラー設備・非常通報装置
- ・ 防災訓練 年2回実施
- ・ 防火管理者 市島 秀樹

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 04-7191-9777

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

11 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清泉会
 代表者役職・氏名 理事長 山崎 研一
 本部所在地・電話番号 千葉県柏市手賀1682
 電話04-7191-9777

定款の目的に定めた事業

- 1、 特別養護老人ホームアネシスの設置経営
- 2、 デイサービスセンターアネシスの設置経営
- 3、 高齢者短期入所生活介護施設（ショートステイ）の設置経営
- 4、 日常生活支援総合事業の設置経営
- 5、 居宅介護支援事業

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	1ヶ所
通所介護	1ヶ所
短期入所生活介護	1ヶ所
日常生活支援総合事業	1ヶ所
居宅介護等事業	1ヶ所

令和 7年 11月24日

特別養護老人ホームアネシス利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県柏市手賀 1682 番地
名 称 特別養護老人ホームアネシス

代表者名 社会福祉法人 清泉会 理事長 山崎 研一 印
説明者 大石 真弥子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から特別養護老人ホームアネシス利用についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者)

氏 名 印

住 所

(代理人)

氏 名 印

住 所

続 柄